

さっぽろ圏大地の恵みフェア ～さっぽろハーベストランド収穫祭～

「さっぽろ圏大地の恵みフェア～さっぽろハーベストランド収穫祭～」が9月12日（土）～13日（日）の二日間、東区丘珠町のサッポロさとらんど交流館にて開催されました。

各農協の農作物直売コーナーでは、持ち込んだ農畜産物を完売し、早いところでは、午前中に売り切れた所もありました。

ステージイベントでは、ステージと会場内が一体となり、野菜ソムリエによる料理教室（12、13日両日）や抽選会（12日のみ）、野菜クイズ（12日のみ）が開かれ、来場者にも好評でした。

13日は、JAさっぽろによるアンパンマンショーが行われ、たくさんの子どもたちが、アンパンマンのダンスに合わせて踊り、大喜びでした。

また、札幌広域圏組合事務局は、収穫祭についてのアンケートを実施し、回答者に対し、すべての材料が石狩産農産物で作られたパンを提供しました。各回ともとても好評で、開始からわずか10分程度でパンがなくなりました。

開催期間中には、5万人が来園し、家族連れてにぎわいました。



問い合わせ先

札幌市農業支援センター

Tel. 787-2220

STOP 無断転用！農地は国民の大切な財産です

～札幌市農業委員会～

① 農地の転用には許可が必要です。

農地は、私たちの生活に欠かせない食料の大切な生産基盤です。しかし、いったん転用されると、再び農地としての利用は困難になります。また、乱開発につながる無計画な転用や無断転用は、地域の農業にとって大きな迷惑になります。

このため、市街化調整区域内での農地転用に当たっては、農地法により知事等の許可（市街化区域内での転用は、農業委員会への届出）が必要となります。

② 許可なく転用したら…無断転用には厳しい罰則が

許可を受けずに行った行為は農地法違反ですので、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、北海道知事が工事の中止、原状回復を命じる場合があります。また、これらに違反した場合には、3年以下の懲役または300万円以下の罰金の適用があります。

③ 農地のパトロール

農業委員会では、農地の利用状況を把握するとともに、無断転用を防止するため地域の農業委員による農地のパトロールを行っています。

④ 農地転用に関する相談は

○ 農地転用の申請受付は、農業委員会が行っています（4haを超える農地転用の申請受付は北海道知事）。また、転用に関する手続きや疑問がありましたら、地域の農業委員または下記の農業委員会事務局にご相談ください。

○ そのほか、転用以外の「農地の賃貸借」や「営農相談」のことでもお気軽に尋ねください。

問い合わせ先

札幌市農業委員会担当課

Tel. 211-3636